

京都府最低賃金が時間額 1,180 円に

—京都府最低賃金審議会が 58 円引上げの答申—

京都府最低賃金審議会（会長 岩永昌晃京都産業大学法学部教授）は、京都労働局長（伊勢久忠）から京都府最低賃金の改正について、令和 8 年 7 月 2 日（木）に諮問を受け、調査審議を重ねてきましたが、本年 8 月 20 日（木）、同局長に対し、京都府最低賃金（現行時間額 1,122 円）を 58 円引上げ（引上げ率 5.17%）、時間額 1,180 円にすることが適当であると答申しました。

改正最低賃金は、今後、所定の手続きを経て令和 8 年 11 月 16 日に発効する予定です。

なお、答申には、物価高騰対策の実施や、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境の整備等を求める旨の付帯決議が盛り込まれています。



伊勢労働局長

岩永審議会会長

岩永審議会会長 から 伊勢労働局長 への答申